

～性的指向や性自認にかかわらず、安心して生活できる社会に～

福岡県の「パートナーシップ宣誓制度」導入にともない
豊前市でも 2022 年 1 1 月から、このような制度やサービスが対象となります

※それぞれの制度・サービスの利用にあたっては所定の要件があります。また、パートナーシップ宣誓をしなくても利用できる制度・サービスもありますので、下記に記載のないものは個別にお問い合わせください。

制度・サービス名	対象・適用内容	担当課・係
公営住宅入居申込	公営住宅の入居申込み	都市住宅課住宅建築係
障がいのある方に対する軽自動車税減免申請	障がいのある方と同居しているパートナーが、障がいのある方のために自動車を運転している場合	税務課課税係
生活保護申請	生計同一世帯である場合	福祉課保護係
保育所の入所申込・送迎	生計同一の子の保育所の入所申込、送迎	福祉課子育て支援係
学童保育所の入所申込・送迎	生計同一の子の学童保育の入所申込、送迎	福祉課子育て支援係
母子手帳の交付	妊婦本人に交付できない場合、パートナーに交付	健康長寿推進課健康増進係
住民票の記載	住民票における世帯主との続柄の記載を「縁故者」とすることができる	市民課総合窓口係